

平成 17 年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等の
ため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について

平成 18 年 10 月

地球温暖化対策推進本部幹事会

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態について	3
3	その他の数量を伴う目標の実績数値等について・・・・・・・・	5
4	数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況について	9
5	まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

(参考資料)

- I 平成17年度における数量的目標に係る実績数値
(本府省・地方支分部局等別、各府省別)
- II 平成17年度における数量的目標を含まない
具体的細目措置の取組状況
- III 政府の実行計画に係る取組に対する評価及び今後の課題 (各府省別)
- IV 各府省の実行計画対象範囲一覧

平成17年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等の
ため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について
(案)

平成18年10月

1 はじめに

地球温暖化問題は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、地球温暖化対策の推進を図っているところである。また平成17年2月16日には、温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）が発効した。これにより、今後の地球温暖化対策における政府による率先的な取組の意義が一層高まるとともに、政府として、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するための措置を定めた京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定。以下「目標達成計画」という。）に掲げられた先進的な温暖化対策を政府自らが、事業者や家庭に先駆けて率先して導入することにより、社会全体への普及を牽引することが求められる。

特に、政府自らが率先して温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実行することが重要であることから、政府は、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策に関する基本方針（平成11年4月9日閣議決定）に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成14年7月19日閣議決定。平成17年4月28日改定。以下「政府の実行計画」という。）を策定し、また、当該計画の具体的細目的措置を定めた実施要領（平成17年4月28日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を定め、これを推進してきたところである。

政府の実行計画では、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標として、平成13年度比で平成18年度までに政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標としてい

るほか、温室効果ガスの排出の抑制等のため、財やサービスの購入・使用等の4分野について数量的目標を含む実行すべき措置を定めており、関係府省は、これらの措置を積極的に実施し、この計画の達成に最大限努力するものとされている。

政府は、当該実行計画の実施状況を毎年点検し、その結果を公表することとされていることから、今般、平成17年度における政府の実行計画の実施状況を以下のとおり取りまとめた。

2 政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態について

政府の実行計画においては、当該実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、平成13年度比で平成18年度までに政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標とすることとしている。

平成17年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は、1,971,101トンCO₂となった。

これは、政府の実行計画の基準年度（平成13年度）における総排出量の推計（1,994,593トンCO₂）に比べ1.2%減少している。

表 1.

項 目	18年度目標	単位	年度	実績数値
温室効果ガスの 総排出量	13年度比で 7%削減	トンCO ₂	H13	1,994,593
			H14	1,926,393
			H15	1,929,191
			H16	1,977,683
			H17	1,971,101 (1.2%減)

※1 温室効果ガスの総排出量の推計に当たっては、「地球温暖化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成14年政令第396号）に定める排出係数等を用いた。

※2 対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（平成18年度までに移行する機関も含む。）は含まない。

※3 基準年度（平成13年度）、平成14年度、平成15年度及び平成16年度の実績数値については、一部データにおいて修正があったため、昨年度の公表時から修正を行っている。（以下表2及び参考資料のIにおいて同じ。）

各府省別の温室効果ガス排出量とその要因分析

省庁名	H13 (トンCO2/年)	H17 (トンCO2/年)	増減	増減率	増減の内訳						
					公用車	電気増減	左の内訳			施設のエネルギー使用	その他
							電気使用量	(うち 床面積)	原単位変化		
%	%	%	%	%	%	%					
内閣府	9,374	10,828	1,454	15.5%	-1.9%	18.0%	16.5%	(11.7%)	1.4%	-1.4%	0.8%
警察庁	32,549	37,289	4,740	14.6%	-0.3%	15.0%	5.5%	(0.9%)	9.5%	-0.1%	0.0%
防衛庁	115,765	129,755	13,990	12.1%	0.0%	7.9%	1.6%	(1.6%)	6.3%	-2.2%	6.4%
宮内庁	8,487	7,892	-595	-7.0%	-0.3%	-1.8%	-1.8%	(0.9%)	0.0%	-1.8%	-3.1%
金融庁	1,224	1,756	532	43.5%	1.9%	42.6%	28.6%	(43.6%)	14.0%	-1.1%	0.0%
総務省	14,320	15,892	1,572	11.0%	-0.7%	13.6%	-0.2%	(-4.8%)	13.7%	-1.9%	0.0%
公取委	1,247	1,624	377	30.3%	-0.6%	28.2%	19.0%	(-8.7%)	9.2%	2.7%	0.0%
法務省	328,142	314,901	-13,241	-4.0%	0.2%	4.3%	4.4%	(3.2%)	-0.1%	-8.0%	-0.5%
外務省	6,971	7,572	601	8.6%	-1.1%	8.8%	8.8%	(1.8%)	0.0%	1.2%	-0.3%
財務省	131,999	142,866	10,867	8.2%	0.7%	10.6%	7.1%	(9.9%)	3.5%	-3.1%	0.0%
文科省	5,430	6,226	796	14.6%	-0.6%	28.8%	9.5%	(-14.5%)	19.3%	-13.6%	0.0%
厚労省	116,074	129,047	12,973	11.2%	0.9%	12.7%	12.0%	(7.4%)	0.7%	-2.2%	-0.2%
農水省	144,159	143,361	-798	-0.6%	-1.3%	-0.5%	-1.1%	(-5.4%)	0.6%	-3.6%	4.8%
経産省	25,556	24,078	-1,478	-5.8%	-0.3%	-0.1%	-1.8%	(1.0%)	1.7%	-5.4%	0.0%
国交省	1,041,573	973,114	-68,459	-6.6%	0.1%	1.8%	1.6%	(0.3%)	0.2%	-0.5%	-7.9%
環境省	6,694	7,332	638	9.5%	1.6%	8.9%	7.6%	(57.7%)	1.3%	-1.0%	0.0%
内閣官房	1,837	14,872	13,035	709.5%	0.0%	668.4%	595.9%	(259.5%)	72.5%	41.1%	0.0%
内閣法制	309	354	45	14.6%	-2.4%	18.4%	18.4%	(5.6%)	0.0%	-1.7%	0.0%
人事院	1,718	1,681	-37	-2.1%	-0.3%	11.1%	9.4%	(0.0%)	1.8%	-13.0%	0.0%
会計検査	1,165	661	-504	-43.2%	-1.8%	-15.3%	-15.3%	(-7.5%)	0.0%	-26.3%	0.1%
合計	1,994,593	1,971,101	-23,492	-1.2%	0.0%	4.7%	3.7%	(1.8%)	1.0%	-2.4%	-3.5%

(注1)「 %」とあるのは、13年度の各府省の総排出量からの増減比率。

(注2)電気の使用に伴うCO2排出量の算出に当たっては、一般には機械的に一般電気事業者 0.378kg-CO2/kWh、その他電気事業者実測等による原単位、これを把握していない場合には0.602kg-CO2/kWhの原単位を用いている。

(注3)内閣官房の大幅な排出増は、14年度の内閣衛星情報センター等の運用開始等によるもの。

3 その他の数量を伴う目標の実績数値等について

1. 総括

政府の実行計画に掲げられている温室効果ガスの総排出量以外の数量を伴う目標に関する基準年度（平成13年度）、平成14年度、平成15年度、平成16年度及び平成17年度における実績数値は、表2のとおりである。

項 目		18年度目標	単位	年 度	実績数値
1	公用車の燃料使用量	13年度比で 概ね85%以下	G J	H13	1,065,228
				H14	1,078,911
				H15	1,075,537
				H16	1,083,498
				H17	1,080,963 (1.5%増)
2	用紙類の使用量	13年度比で 増加させない	トン	H13	30,845
				H14	30,264
				H15	31,217
				H16	30,529
				H17	32,343 (4.9%増)
3	事務所の単位面積当 たりの電気使用量	13年度比で 概ね90%以下	kWh/m ²	H13	113.5
				H14	111.0
				H15	115.5
				H16	119.0
				H17	119.7 (5.5%増)
4	エネルギー供給設備等 における燃料使用量	13年度比で 増加させない	G J	H13	6,658,977
				H14	6,556,606
				H15	6,546,351
				H16	6,483,042
				H17	6,132,153 (7.9%減)
5	事務所の単位面積当 たりの上水使用量	13年度比で 90%以下	m ³ /m ²	H13	1.98
				H14	1.94
				H15	2.18
				H16	2.20
				H17	2.18 (10.1%増)
6	廃棄物の量	13年度比で 概ね75%以下	トン	H13	101,451
				H14	92,776
				H15	80,092
				H16	70,874
				H17	70,880 (30.1%減)
	可燃ごみの量	13年度比で 概ね60%以下	トン	H13	65,240
				H14	57,755
				H15	56,163
				H16	49,620
				H17	50,921 (21.9%減)

※ 対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（平成18年度までに移行する機関も含む。）は含まない（以下同じ。）。

※ G J（ギガ・ジュール）：G（ギガ）は10億倍の意味、J（ジュール）はエネルギー熱量を表す単位

2. 具体的措置ごとの実施状況

(1) 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、平成13年度比で、平成18年度までに概ね85%以下にすることに向けて努める。

平成17年度中に政府の公用車で使用された燃料の量は、1,080,963GJであり、基準年度(平成13年度)値に比べ、1.5%増加している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で12.4%減少、地方支分部局等で2.2%増加している。

なお、公用車については、低公害車の導入を図ることとしており、特に一般公用車については、平成17年3月末現在政府の一般公用車はすべてが低公害車になっている。各府省全体の低公害車の保有状況は以下のとおりである。平成13年度と比較した場合、にハイブリッド車及び低燃費自動車優遇税制認定車は大幅に増加しており、天然ガス自動車、燃料電池車も増加している。

(参考) 各府省における低公害車の保有状況(平成18年3月末現在)

府省名	電気	天然ガス	メタノール	ハイブリッド	燃料電池	低燃費自動車 優遇税制認定車	合計
内閣府	0	2	0	58	0	33	93
警察庁	0	4	0	5	0	89	98
防衛庁	0	0	0	178	0	104	282
宮内庁	0	17	0	8	0	8	33
金融庁	0	0	3	15	0	5	20
総務省	0	2	0	82	0	34	121
公正取引委員会	0	0	0	13	0	0	13
法務省	0	0	0	261	0	677	938
外務省	0	1	0	26	0	0	27
財務省	10	3	0	338	0	3,859	4,210
文部科学省	0	2	0	18	0	23	43
厚生労働省	0	6	0	114	0	665	785
農林水産省	0	1	0	106	0	753	860
経済産業省	0	9	0	69	2	32	112
国土交通省	6	115	0	925	1	1,331	2,378
環境省	3	12	1	57	2	8	83
内閣官房	0	0	0	27	0	4	31
内閣法制局	0	0	0	4	0	0	4
人事院	0	0	0	21	0	1	22
会計検査院	0	0	0	15	0	3	18
合計	19	174	4	2,340	5	7,629	10,171

※ 一般公用車以外の公用車を含む。

(2) 用紙類の使用量

用紙類の使用量を平成13年度比で平成18年度まで増加させないよう努める。

平成17年度中に使用された用紙類の使用量は、32,343トンであり、基準年度（平成13年度）値に比べ、4.9%増加している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で11.6%減少、地方支分部局等で10.4%増加している。

(3) 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成13年度比で、平成18年度までに概ね90%以下にすることを向けて努める。

平成17年度における事務所の単位面積当たりの電気使用量は、119.7kWh/m²となっており、基準年度（平成13年度）値に比べ、5.5%増加している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で16.6%増加、地方支分部局等で2.9%増加している。

(4) エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成13年度比で平成18年度まで増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

平成17年度におけるエネルギー供給設備等における燃料使用量は、6,132,153GJとなっており、基準年度（平成13年度）値に比べ、7.9%減少している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で61.4%増加、地方支分部局等で13.3%減少している。

(5) 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成13年度比で、平成18年度までに90%以下にすることをに向けて努める。

平成17年度における事務所の単位面積当たりの上水使用量は、 $2.18 \text{ ㊉} / \text{m}^2$ となっており、基準年度（平成13年度）値に比べ、10.1%増加している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で14.6%減少、地方支分部局等で12.2%増加している。

(6) 廃棄物の量

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成13年度比で、平成18年度までに概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね60%以下とすることをに向けて努める。

平成17年度における事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）は、70,880トンとなっており、基準年度（平成13年度）値に比べ、30.1%減少している。また、可燃ごみの量は、50,921トンとなっており、基準年度（平成13年度）値に比べ、21.9%減少している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で廃棄物の量（湿重量）が31.3%減少（可燃ごみについては35.1%減少）、地方支分部局等で廃棄物の量（湿重量）が30.0%減少（可燃ごみについては20.6%減少）している。

4 数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況について

各府省においては、政府の実行計画及び実施要領に掲げられている具体的細目的措置について取組が進められているが、数量的目標を含まない具体的細目的措置について取りまとめた結果について、各分野ごとに、よく取り組まれている項目と取組が遅れている項目を整理すると以下のとおりである。

(参考) よく取り組まれている項目と取組が遅れている項目の分類について

各府省において、各項目について①よく実施されている（実施率が概ね8割以上）、②かなり実施されている（実施率が概ね5割以上8割未満）、③あまり実施されていない（実施率が概ね5割未満）、④実施されていない（実施率0%）、⑤わからない、⑥該当しない、という6つの選択肢で各府省の各機関ごとに評価したものを、基本的に、人数比で加重計算し、全体の実施率が75%以上のものをよく取り組まれている項目、25%未満のものを取組が遅れている項目として整理した。

(1) 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

よく取り組まれている項目

(本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている項目)

- ◇タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行
- ◇不要不急のタクシー利用の抑制
- ◇電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備
- ◇再生材料から作られた文具類の使用
- ◇詰め替え可能な洗剤、文具等の使用
- ◇机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際の修繕、再使用
- ◇エネルギー供給設備の適正な運転管理
- ◇庁舎から排出される生ごみ等について、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理の実施等

(上記以外で本府省でよく取り組まれている項目)

- ◇待機時のエンジン停止
- ◇公用車の利用効率化
- ◇再生材料から作られた機器類や制服・作業服等の使用

(上記以外で地方支分部局でよく取り組まれている項目)

- ◇ DB 活用による環境物品等優先的調達

取組が遅れている項目

(特に地方支分部局等で取組が遅れている項目)

- ◆ ノーカーダーの設置
- ◆ 来庁者に対して低公害車の優先利用等の呼びかけ

(2) 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

よく取り組まれている項目

(本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている項目)

- ◇ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）
- ◇ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理の発注者としての確認

(上記以外で本府省でよく取り組まれている項目)

- ◇ HFC を使用しない建設資材の利用促進
- ◇ 休閑地の緑化等適正な維持管理の実施
- ◇ 省エネルギー型の照明機器の設置、
- ◇ 屋外照明機器設置に際し上方光束小で省エネ設置

取組が遅れている項目

(本府省、地方支分部局等共に取組が遅れている項目)

- ◆ 太陽熱利用等を活用した設備の導入、風力発電設備の導入、コージェネレーションシステム、地域熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入

(上記以外で特に地方支分部局等で取組が遅れている項目)

- ◆ コージェネレーション導入状況
- ◆ 排水の適切な再利用が可能な場合、排水再利用設備の導入
- ◆ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底
- ◆ 建築物の外壁面、屋上等の緑化

(3) その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

よく取り組まれている項目

(本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている項目)

- ◇夏期、執務室での軽装の励行
- ◇冷暖房中の窓、出入口の開放禁止の徹底
- ◇夜間における照明を業務上必要最小限の範囲で点灯し、それ以外での消灯の徹底
- ◇事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収の徹底
- ◇コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用
- ◇廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合の適正な処理
- ◇物品の在庫管理の徹底、期限切れ廃棄等の防止

(上記以外で本府省でよく取り組まれている項目)

- ◇OA機器、家電製品等適正規模導入、省エネ機器更新
- ◇トイレ流水音発生器の設置
- ◇水栓に節水こまの取付や水道水圧低め設定
- ◇エレベーターの間引運転の実施

取組が遅れている項目

(特に地方支分部局等で取組が遅れている項目)

- ◆CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器の活用
- ◆簡単な手法でのトイレ洗浄水の節水の実施
- ◆食べ残し、食品残渣などの有機物質の再生利用

(4) 職員に対する研修等

取組が遅れている項目

(本府省、地方支分部局等共に取組が遅れている項目)

- ◆地球温暖化対策に関する研修の計画的な推進
- ◆地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるための便宜供与
- ◆国が主唱する環境関係の諸行事で地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加への便宜供与
- ◆希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等の必要な便宜供与

(上記以外で特に地方支分部局等で取組が遅れている項目)

- ◆職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に関する情報提供

5 まとめ

(1) 平成17年度における取組状況

- 「財やサービスの購入・使用に当たっての配慮」については、地方支分部局等における公用車の燃料使用量及び用紙類の使用量が増加している。

数量的目標を含まない措置については、公用車についての低公害車の導入や公用自転車の活用、再生紙など再生品や木材の活用等、全般的によく取り組まれているが、地方支分部局等においては、ノーカーダーの設置等について取組が遅れている。
- 「建築物の建築、管理等に当たっての配慮」については、本府省におけるエネルギー供給設備等の燃料使用量及び事務所の単位面積当たりの電力使用量が増加している。

数量的目標を含まない措置については、庁舎内における冷暖房の適正な温度管理等、また、本府省においては、HFCを使用しない建築資材の利用、省エネルギー型の照明機器の設置、休閑地の緑化等適正な維持管理の実施等についてもよく取り組まれている。しかしながら、本府省、地方支分部局等共に、太陽熱利用設備の導入などの取組が進んでいないほか、特に地方支分部局等において、雨水の適切な留用が可能な場合における雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入、建築物の外壁面、屋上等の緑化等の取組が遅れている。
- 「その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮」については、廃棄物の量が本府省、地方支分部局等共に減少しており、よく取り組まれている。

数量的目標を含まない措置については、OA機器、家電製品及び照明について、適正規模のものへの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換やOA機器等を廃棄する際の適正処理等や夏期における軽装の励行は、本府省・地方支分部局等共によく取り組まれている。本府省では、水漏れ点検の徹底等もよく取り組まれているが、特に地方支分部局等において、簡便な手法でのトイレ洗浄用水節水や食べ残し、食品残滓等の有機物の再利用等の取組が遅れている。
- 「職員に対する研修等」については、本府省、地方支分部局等共に、全般的に必ずしも取組が進んでいないが、特に地方支分部局等での取組

の遅れが顕著である。

- 温室効果ガスの総排出量については、電気使用に伴う排出量が増加したものの、エネルギー供給設備の適切な管理等により、エネルギー供給設備等における燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量は減少し、全体としては、平成16年度に比べて減少している。